

都市再生基本方針等の一部変更について

〔平成 21 年 4 月 24 日
閣 議 決 定 案〕

都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 14 条第 5 項において準用する同条第 1 項、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 3 条第 4 項、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 4 条第 5 項及び中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 8 条第 6 項の規定に基づき、都市再生基本方針（平成 14 年 7 月 19 日閣議決定）等の一部を次のとおり変更する。

- 1 都市再生基本方針の一部を次のように改正する。
前文中「生かして」を「いかして」に改め、「の「第 2 地方再生の総合的推進」」を削る。
- 2 構造改革特別区域基本方針（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定）の一部を次のように改正する。
本文を別紙 1 のように改める。
別表 1 中「201」、「202」、「510」、「511・929」、「824」、「830」、「911-2」、「934」、「1105」及び「1131(1143、1145)」を別紙 2 のように改める。
別表 1 中「826」、「1009」を削る。
別表 2 中「509」の次に「510」及び「511・929」を、「823」の次に「824」を、「1007」の次に「1009」を、別紙 3 のように加える。
別表 2 中「826」を別紙 4 のように改める。
- 3 地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）の一部を次のように改正する。
本文を別紙 5 のように改める。
別表 1 を別紙 6 のように改め、同表を別表とする。
別表 2 を削る。
- 4 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）の一部を次のように改正する。
前文中「生かして」を「いかして」に改め、「の「第 2 地方再

生の総合的推進」」を削る。

第9章1(2)①a(ii)イ中「公益法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

別紙 1

構造改革特別区域基本方針

構造改革特別区域（以下「特区」という。）において、地方公共団体が事業を実施し又はその実施を促進することによって経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に基づき、政府における基本的な施策の推進の方向を示すものとして、本基本方針を定める。

本基本方針に基づく施策の推進に当たっては、地方再生の観点から、平成19年11月30日の地域活性化統合本部会合において了承された「地方再生戦略」の「第 1 地方再生の基本的考え方」における「地方再生 5 原則」、すなわち、

「補完性」の原則

地域の実情に最も精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地方公共団体との連携の下で立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国が集中的に支援する。

「自立」の原則

地域の資源や知恵をいかして、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。

「共生」の原則

地方と都市とがヒト・モノ・カネの交流・連携を通じて、ともに支え合い、共生を目指す取組を優先的に支援する。

「総合性」の原則

国の支援は、各省庁の縦割りを排し、地域の創意に基づく計画を総合的に支援する。

「透明性」の原則

支援の対象とする計画の策定、支援の継続及び計画終了時の評価については、第三者の目を入れて客観的な基準に基づき実施する。
を踏まえ、施策に取り組むものとする。

その際、「地方再生戦略」に基づき、ブロック別担当参事官が、構造改革特区のみならず、都市再生、地域再生、中心市街地活性化に関する

相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各省庁における地方再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。

(注)用語の定義は法による。

1. 構造改革の推進等の意義及び目標

(1) 構造改革の推進等の意義

経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である。我が国の経済社会が、人口減少・超高齢社会の到来や地球規模でのグローバル化の進展などの大きな環境変化に直面していることを踏まえると、一刻も早く規制改革を通じた構造改革を行うことが必要である。

こうした考え方の下、政府はこれまで構造改革の推進に努めてきたところであるが、我が国の経済は、現下の世界の金融資本市場の危機を契機に、景気の下降局面にあり、雇用情勢が急速に悪化しつつある。

この状況を克服するとともに、今後、人口減少等の大きな環境変化の中で、我が国の経済が安定的な成長を続けていくには、イノベーション等による「地域成長力の強化」、「地域生活基盤の確保」、「低炭素社会づくり」等を通じ、経済全体として生産性を大幅に上昇させなければならず、規制改革を通じた構造改革は引き続き重要である。

その際、全国的な規制改革の実施は、様々な事情により進展が遅い分野があることを踏まえると、地方公共団体や民間事業者等の立案により、地域が自発性を持って構造改革を進める特区制度の意義は今後においても大きいと考えられる。

また、地方の活力なくして国の活力はなく、地域の活性化は現下の政府の最重要課題である。このため、やる気のある地域が独自の取組を推進し、知恵と工夫にあふれた「魅力ある地域」に生まれ変わるための努力を、政府を挙げて応援していくことが必要である。特区制度については、こうした基本的考え方に沿った地域の活性化を図る支援施策としての意義も重要であり、今後一層の充実を図ることが必要である。

したがって、地域は、国があらかじめ何らかのモデルを示したり、従

来型の財政措置による支援措置を講ずることに期待するのではなく、「自助と自立の精神」を持って「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待される。また、そのような地域の独創的な構想を最大限実現するための環境整備を、内閣一体となって行っていくのが特区制度である。

(2) 構造改革の推進等の目標

特区制度の導入により実現すべき目標は、以下の2つである。地方公共団体や民間事業者等は、これらの目標を実現し得るような特区構想を立案することが期待される。

ア) 特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、十分な評価を通じ、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること。

イ) 地域の特性を顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出、消費者・需要家利益の増進等により、地域の活性化につなげること。

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

(1) 基本理念

特区制度の推進

特区制度は、「規制は全国一律でなければならない」という考え方から、「地域の特性に応じた規制を認める」という考え方に転換を図り、地域の実態に合わせた規制改革を通じて、「官から民へ」、「国から地方へ」という構造改革を加速させるための突破口となるとともに、地域が自発性を持って規制の特例措置を活用することで地域の活性化を促進するものである。

さらに、地域活性化統合本部会合の下、地方再生戦略を一元的に実行する体制をつくり、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画の認定に一体的に取り組むなど、取組相互の有機的な連携を推進する。

提案の募集の実施

特区制度においては、現場の声をより重視して規制改革を進めるため、あらゆる分野の国の規制について誰もが正面から提案できる場を設けることが重要である。

このため、定期的に地方公共団体や民間事業者等から幅広く新たな規制の特例措置の整備等についての提案を募集し、それらの提案について実現するためにはどうすればいいかという方向で検討を行うものとする。

また、提案の募集に当たっては、あらかじめ募集期間を公表することに加え、提案に関連する規制等について情報提供等の支援を行うことにより、提案者が提案に向けて十分な検討を行えるよう努めるものとする。

評価の実施

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、特区計画の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国

の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会を設置した。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

透明性及び迅速性の確保

これらの一連のプロセスは、透明性及び迅速性を保って進めるものとする。

（２）提案の募集に関する基本方針

提案の募集

.....)募集の対象

提案は、地方公共団体及び民間事業者等を含め、誰からのものであっても受け付ける。

提案の対象とする規制は、許認可等による具体的な制限のみを指すのではなく、広く、経済的、社会的活動一般に関して何らかの事項を規律するものすべてとする。

また、経済的及び社会的に重要な政策課題に対応したテーマ性の

ある提案を促進するため、提案の募集要項にテーマを示すことができるものとする。

1つのプロジェクトを実現する上で複数の規制が障害となっているために、複数の規制の特例措置を組み合わせることを求める提案については、「プロジェクト型提案」として一括して受け付けるものとする。

）募集の方法

ア）募集に向けた取組

本部の事務を処理する内閣官房(以下単に「内閣官房」という。)は、提案の募集に向けて、特区制度の説明を行うとともに提案に向けた相談に応じるものとし、その際必要に応じて、全国各地に出向くものとする。また、関係省庁は、内閣官房が特区制度の説明や提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。

なお、特区制度の説明や提案に向けた相談は、全国各地への専門家の派遣、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室の活用等の地域活性化策の取組と連携して行うものとする。

イ）提案受付窓口

新たな規制の特例措置の整備等についての提案は、内閣官房において受け付けるものとする。

また、全国規模での規制改革要望の募集など特区制度と同様に地方公共団体や民間事業者等から提案を募集する場合には、できる限り、規制の特例措置についての提案と同時期に募集するものとし、その提案内容にかかわらず、内閣官房にて一元的に受け付けることとする。

一元的に受け付けた提案については、内閣官房が提案者の意向を踏まえ、他の制度所管部署と調整の上で担当部署を決定し、内閣官房で検討するもの以外は、担当部署に送付する。

.....) 募集のスケジュール

毎年度第1回目の提案募集は6月を目途に、第2回目は10月を目途に実施することとする。

提案の検討基準・プロセス

受け付けた提案のうち内閣官房で検討するものについては、内閣官房が実現に向けて関係省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、本部は対応方針を決定するものとする。

この場合において、関係省庁の範囲は、各省庁の意見を聴いた上で内閣官房において決定する。

内閣官房と関係省庁との調整においては、特区は、地方公共団体が自発的な立案に基づき責任を持って実施し、国はそれを事後的に評価する制度であることを十分踏まえ、地方公共団体や民間等からの提案を少なくとも特区において実現するためにはどうすればいいかという方向で検討する。

その際、プロジェクト型提案については、内閣官房が関係省庁を一堂に集めて協議を実施するなどにより、プロジェクト全体が実現するためにはどうすればいいかという方向で検討する。

また、関係省庁は、提案の実現度を高めるために、地方公共団体や民間事業者等からの提案について対応不可と回答するに当たっては、提案者に不採用の理由に対する意見の提出の機会を十分に与えるため、その理由を具体的に公表・明示するとともに、提案の趣旨を実現するために別の手法がとり得ないかについても併せて検討し、回答を行うものとする。さらに、提案者から回答に対する意見が提出された場合には、関係省庁は、再度検討するに当たり、その内容を十分に踏まえるものとする。

これらの内閣官房と関係省庁との調整状況については、可能な限り本部のホームページ上において公開するものとする。

本部は、内閣官房と関係省庁との調整の結果を踏まえ、以下の基準に基づき、提案に関する対応方針を決定する。

.....) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

ア) 特区において講ずることとなった規制の特例措置

イ) 全国で実施することとなった規制改革

ウ) その他提案を実現するための措置

.....) 関係省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

なお、上記) のイ) の「規制改革」は、現行制度上制限されていたものが、制度が改正され制限されなくなるといったことのみを指すのではなく、従来制限の対象とされてこなかったものについて、その旨を周知徹底するために文書を発出すること等(関係団体のホームページへの掲載等による周知を含む) も含まれるものとして分類する。

また、内閣官房と関係省庁との調整の結果、現行制度で対応可能であると判断された場合には、関係省庁はその旨及び理由を明確に回答した上で、必要に応じて、提案者に対し助言等の支援を行うものとする。

なお、上記) とされた提案については、関係省庁は内閣官房に対しその検討内容及び進捗状況について所要の報告を行うものとし、内閣官房は提案の趣旨が損なわれないよう適切にフォローアップしていくものとする。また、本部は、関係省庁の検討結果を踏まえ、上記) のア) ~ ウ) の基準に基づき、改めて対応方針を決定するものとする。

評価・調査委員会による調査審議

.....) 本部長の諮問

本部長は、内閣官房と関係省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

.....) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

)意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記)のア)～ウ)及び)の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

評価のスケジュール

毎年度原則として10月から3月まで行うものとする。

評価基準

)規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ)又はウ)の基準に該当する場合を除く。

a 弊害が生じていないと認められる場合

b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認められる場合

c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突

破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案(以下「拡充提案」という。)等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案(以下「関連提案」という。)等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置
- b 全国で実施することとなった規制改革
- c その他提案を実現するための措置

イ) 関係省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、規制所管省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、規制所管省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて規制所管省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣官房は、評価に至る直前の提案の募集を行う際に、拡充提案及び関連提案の募集の対象となる規制の特例措置を公表するとともに、当該規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対して、拡充提案及び関連提案を募集する旨通知するものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常の提案と同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣官房は、評価・調査委員会に報告するものとする。

ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣官房は、更なる実施の可能性について調査（以下「ニーズ調査」という。）を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、規制所管省庁にそ

の旨通知するものとする。その際、内閣官房は、あらかじめ規制所管省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

評価の方法

規制所管省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、で決定された評価時期に、法第 47 条第 1 項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

規制所管省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この規制所管省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の 3 か月前までに規制所管省庁に通知するものとする。通知を受けた規制所管省庁は、評価の開始の 2 か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、規制所管省庁の調査票を踏まえて、評価・調査委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて規制所管省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる認定地方公共団体、実施主体若しくは関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始か

ら2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体若しくは関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

評価・調査委員会は、規制所管省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて規制所管省庁から意見を聴取した上で、 の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、 の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

(4) 規制の特例措置に準じた措置に関する基本方針

法に定める特区制度の対象となる規制は、法令で定められているものであるが、法附則第5条を踏まえ、訓令又は通達による規制についても、特区制度において本基本方針の適用に当たっては、法令で定められている規制と同一の扱いとする。

(5) 規制所管省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣官房は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、規制所管省庁と調整を行う。

(6) 関係機関等との連携に関する基本方針

規制改革会議等との連携

構造改革の推進を図るため、全国における規制改革の推進を担当する規制改革会議を始め、経済財政諮問会議、行政改革推進本部等の関係機関との連携を図る。

地域再生本部、都市再生本部、中心市街地活性化本部等との連携
地域の活性化を図るには、特区制度等による規制改革だけでなく、地域再生制度を始めとする他の地域活性化策を併せて活用することで

相乗効果が期待できる。

そのため、地域活性化統合本部会合の下、関係機関と連携し、政府一体となって、地域の活性化を図るものとする。

いわゆる「都道府県版特区」等地域における自主的な構造改革等の取組との連携

各都道府県の中には、独自にいわゆる「都道府県版特区制度」を創設し、取組を進めているところもある。

そこで、国と都道府県の特区制度を地域が効果的に活用することにより、提案者の提案内容の一層の実現を図ることができるよう、「都道府県版特区制度」について本部のホームページ上で紹介することとする。

総務省行政評価局への協力依頼

内閣官房は、（５）におけるフォローアップ調査等特区制度の推進に関する取組に当たって、必要に応じて総務省行政評価局に協力を依頼する。

３．特区計画の認定に関する基本的な事項

（１）特区計画の認定に関する基本方針

地方公共団体の作成した特区計画については、３．に定める事項を満たす場合には認定するものとし、その数は限定しない。

したがって、内閣総理大臣の認定に関する事務を行う内閣府（以下単に「内閣府」という。）は、地方公共団体の特区計画を選抜していくという「査定」をするのではなく、３．に定める事項を満たすように助言その他の支援をしていくという姿勢で対応するものとする。また、内閣官房は、提案の募集に向けた相談等の機会には、内閣府と連携し、既存の特例措置の活用による特区計画の策定について、情報提供を行うものとする。

また、特区計画の全体が、３．のすべてを満たさない場合であっても、内閣総理大臣は、認定基準を満たさない部分を除外するなど、一定の条

件を付すことにより、特区計画を認定することができる。

なお、既に特区計画の認定を受けている地方公共団体においても、新たに追加された規制の特例措置を特区内で実施するために、特区計画の変更を申請することができる。

特区計画の認定申請のスケジュール等

地方公共団体が作成する特区計画の認定申請の受付は、毎年度5月、9月及び1月を目途に実施することとし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が定める（規制の特例措置の追加に係る特区計画の変更認定申請の受付も同じ）。

また、特区計画の認定申請と同時に、同一地方公共団体からの地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画を受け付けて、一体的に認定することができる。

具体的な認定申請の手続等については、内閣府令において定められているが、その詳細な手引については、本部のホームページ上において公開する。

特区計画の認定申請に当たっての基本的事項

.....) 計画の認定申請の主体

ア) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）単独

イ) 複数の市町村の共同

ウ) 複数の都道府県の共同（ただし、法第4条第3項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）

エ) 都道府県単独（ただし、法第4条第3項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）

オ) 都道府県と市町村の共同（ただし、都道府県にあっては、法第4条第3項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）

.....) 特区の範囲

特区の範囲は、地方公共団体が実施しようとする事業の内容に応じて、例えば市町村の区域内の一部又はその全域、市町村の区域をまたがる特定の区域又はその全域、市町村又は都道府県内の複数の区域（いわゆる「飛び地」）など、当該事業を実施するために合理的な範囲で任意に設定できる。

.....) 特区計画に記載すべき事項

特区計画に記載すべき事項については、法第4条第1項の規定に基づき、記載の様式、詳細な事項について内閣府令において定められているが、詳細な記載方法の手引については、本部のホームページ上において公開する。

.....) 地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画との共通の計画による認定申請

地方公共団体が、同一の区域において、別表1に定める規制の特例措置のほか、地域再生基本方針に定める支援措置、中心市街地活性化を図るための基本的な方針に定める支援措置等の措置を活用する場合は、これらの措置を記載した計画を作成し、一括して認定を申請することができるものとする。

特区計画の作成に当たって必要な事項

地方公共団体は、下記の事項に従って特区計画を作成する必要がある。

- ア) 特区において講じようとする規制の特例措置が、法令で定められているところに適合するものであること。
- イ) 地方公共団体が実現しようとしている目標の達成のために、必要不可欠な規制の特例措置であること。
- ウ) 地方公共団体が実現しようとしている目標、実施しようとしている事業の内容に照らして、特区の範囲の設定が妥当であること。

エ) 実施しようとしている事業の内容と講じようとする規制の特例措置とが整合していること。

オ) 民間事業者等から提案を受けて作成した場合における民間事業者等からの提案を踏まえたものとなっており、かつ実施主体等から適切な意見聴取等を行っていること。

特区計画認定の基準

法第4条第8項各号に定める基準の具体的な事項は以下のとおりである。

1) 1号基準(特区基本方針に適合するものであること)

ア) 「構造改革の推進等の意義及び目標」と合致していること

地方公共団体が特区計画を作成するに当たって、上記1.に定める構造改革の推進等の意義及び目標に合致していることを立証する必要がある。

その際、特区計画の内容が、地域特性に応じた地域活性化のみならず、上記1.(2)ア)に示したように、将来全国的な構造改革へと波及し得るような地域発の構造改革たり得るものであることに留意する必要がある。

イ) 「特区計画の認定に関する基本的な事項」と合致していること

特区計画に記載されている事項が、上記ア)からオ)を満たすことが判断基準である。

2) 2号基準(当該特区計画の実施が当該特区に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること)

特区において特区計画に定める事業を総合的に行うことにより期待される経済的社会的効果が、具体的かつ合理的に説明されていることが判断基準である。実施しようとしている事業の性格にもよるが、生産額の増加や雇用の増加など可能な限り定量的に示すべきである。

）3号基準（円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること）

特区計画が認定された場合に

ア）規制の特例措置を受ける主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと

イ）事業の実施スケジュールが明確であること

が判断基準である。なお、特区計画の申請時点では規制の特例措置を受ける主体が特定されていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主体を特定することを条件として、特区計画を認定することができる。

関係行政機関の長による同意の手続

内閣総理大臣は、地方公共団体から申請のあった特区計画を認定すべきであると判断した場合は、法第4条第9項に基づき期限を付して個別の規制の特例措置について当該規制所管省庁の長に対して文書にて同意を求めるものとする。

同意を求められた規制所管省庁の長は、期限までに書面又は電磁的方法により同意又は不同意の回答を行うものとする。別表1に定める「特例措置の内容」及びこれについて規定した別表1に即して定められる法令（以下「特例措置の内容等」という。）に定められている事項への適合の判断は地方公共団体が行うものとする。

規制所管省庁の長は、特区計画に記載された規制の特例措置が別表1に定める「同意の要件」及びこれについて規定した別表1に即して定められる法令（以下「同意の要件等」という。）に適合していれば、特区計画に記載された特例措置の内容が「特例措置の内容等」に明らかに反する場合を除き、同意するものとする。

規制所管省庁の長が不同意と回答する場合には、特区計画に記載された規制の特例措置について、どの部分が「同意の要件等」又は「特例措置の内容等」を満たしていないのかについて、具体的な理由を付すものとする。規制所管省庁の長は不同意と回答しようとする場合には、あらかじめ内閣総理大臣にその旨を申し出るものとし、内閣総理

大臣は当該特区計画の認定を行う前に、当該特区計画を作成した地方公共団体及び規制所管省庁から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

また、規制所管省庁の長は、同意する場合にあっては、当該特区計画の認定に当たって「同意の要件等」に関する条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができる。

認定しなかった場合、不同意の場合の理由等の通知

地方公共団体が作成する特区計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても特区計画に記載された規制の特例措置の一部について規制所管省庁の長が最終的に同意しなかった場合においては、その理由を当該地方公共団体に書面又は電磁的方法により通知するものとする。

規制の特例措置が適用されなくなる場合の対応

規制の特例措置が全国展開される場合、規制の特例措置が廃止される場合、規制の特例措置の対象が存在しなくなる場合等、特区において規制の特例措置が適用されなくなる場合には、次の対応によるものとする。

ア) 規制の特例措置が適用されなくなる日が、次回の認定申請の受付終了日から3か月以内となることが予定される場合には、規制所管省庁は内閣府に時間的余裕を持ってその旨を通知するとともに、内閣府は次回の認定申請の受付開始日の約1か月前までにその旨を本部のホームページ上において公開するものとする。

イ) 規制の特例措置が適用されなくなることにより、規制の特例措置の適用が全く無くなる特区計画については、法第9条に基づき、当該計画を取り消すこととなるが、取消しの対象となる計画を有する地方公共団体に対しては、あらかじめ時間的余裕を持ってその旨を通知するものとする。

市町村の合併に伴う対応

市町村の合併に伴い、特区計画の認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、具体的には新設合併により新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合は、当該合併が成立する日以前に、当該計画の作成主体の名称の変更を行うための申請を行うことが必要である。なお、法人格が消滅しない場合、具体的には単に他の市町村を編入する場合には変更の申請を要しない。

重点的に支援を行う特区の指定

新たに追加された規制の特例措置の実施を促進し、可能な限り速やかに成果を示すため、また、規制の特例措置の提案を促進するため、内閣総理大臣は、規制の特例措置の提案者である地方公共団体や民間事業者等が計画の作成主体又は特定事業の実施主体となる特区計画に係る認定に当たって、当該特区を重点的に支援を行う特区として指定することができるものとする。

具体的には、指定する特区について、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、計画の策定段階において、他の地域活性化策の情報提供を含め、相談の充実を図るとともに、認定後、特定事業が円滑に実施されるよう重点的に助言その他の支援をする。

認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、規制所管省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状

況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第 8 条第 2 項に基づく措置を講ずるものとする。なお、規制所管省庁の長が法第 8 条第 2 項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

認定特区計画の取消し

法第 8 条第 1 項又は第 2 項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第 9 条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第 9 条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

(2) その他特区計画の認定の円滑化のための基本方針

特区計画の作成のための法令解釈事前確認制度

法第 4 条第 7 項に基づく法令解釈事前確認制度は、地方公共団体が特区計画の案を作成するに当たって、事前に法令の解釈を明確にすることにより、特区制度の円滑な運用を促進するための制度である。

地方公共団体は、関係行政機関の長に対して確認を求める際には、本部のホームページ上に公表するあて先に書面又は電磁的方法により行うものとする。

確認を求められた関係行政機関の長は、原則として 30 日以内に当該地方公共団体に対して書面又は電磁的方法により回答するものとする。30 日以内に回答ができない場合には、その理由及び回答予定日を書面又は電磁的方法により当該地方公共団体に回答するものとする。

回答を行った関係行政機関の長は、回答の写しを内閣府に速やかに送付するものとする。個別の回答の内容については、原則として本部のホームページ上において公開するものとする。

民間事業者等から地方公共団体への特区計画の案の提案

法第4条第4項及び第5項に基づく民間事業者等による地方公共団体への特区計画の案の作成についての提案は、民間事業者等のニーズを踏まえた真に地域の活性化に資する特区を実現するために設けられた制度である。

地方公共団体は、本条項に基づき民間事業者等から提案を受けた場合には真摯にそれらを検討し、特区計画の案を作成する場合には、民間事業者等からの提案を十分に踏まえたものとするのが望まれる。

また、特区計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を提案した民間事業者等に通知しなければならないが、その場合提案を受け付けてから30日以内に書面又は電磁的方法により回答することが望まれる。

さらに、全国各地への専門家の派遣等の地域活性化策の取組を活用し、内閣府は、特定事業を実施しようとする民間事業者等からの相談を受けた上で、必要に応じ、当該民間事業者等への地方公共団体の動向に関する情報提供や地方公共団体への特区計画の作成に関する助言を行うものとする。

特区計画の認定及び認定の取消しに関する地方公共団体、民間事業者等からの苦情処理・相談窓口

地方公共団体は、法に基づき行う内閣総理大臣の認定及び認定の取消しに関して不服がある場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき国地方係争処理委員会に対し審査の申出をすることができる。しかし、このような事態に至る前に紛争を未然に防ぐため、内閣府に地方公共団体、民間事業者等からの苦情処理等のための相談窓口を設けている。

地方公共団体や民間事業者等は、例えば上記の法令解釈事前確認制度に基づく関係行政機関の長からの回答が期限まででない場合や、民間事業者等から地方公共団体への提案をしたにもかかわらず地方公共団体から何ら回答がない場合等において、この相談窓口で事実の確認等を求めることができる。

また、苦情相談以外の特区計画の認定等に係る相談については、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用するものとする。

認定特区計画の円滑かつ確実な実施のための関係行政機関等の配慮等

認定特区計画の円滑かつ確実な実施のため、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は認定地方公共団体等に対して積極的に援助を行い、及び協力を行うとともに、関係行政機関の長は、特定事業が通常とは異なる主体により行われ、また、事業の内容も想定外のものとなる場合があること等を踏まえ、特定事業の実施に関する他の制度の許認可等を求められた場合には、その処理に当たって特定事業が円滑かつ迅速に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

具体的には、関連する許認可等に関する情報提供、相談、審査の弾力化、迅速な処理等を行うものとする。

4．構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(1) 提案の募集等に基づき講ずることとなった措置

特区において講ずることとなった規制の特例措置

上記2.(2)に基づき、地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて検討した結果、特区において規制の特例措置を講ずることとされたもの等については、本部決定に基づき、別表1に適宜追加・充実していくものとする。

別表1には、特区において講ずることとした規制の特例措置の内容、関係行政機関の長の同意の要件、規制の特例措置に伴い必要となる手続等を定める。

規制所管省庁は、別表1に掲げられた規制の特例措置を定める法令の案を作成するに当たっては、別表1に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。また、規制の特例措置を定める政令又は主務省令は、別途、特区計画の認定申請の時期を考慮して、本部において定める時期までのできる限り早い時期に公布し、当該時期に施行するものとする。

なお、規制所管省庁は、別表 1 に定める事項及びこれに即して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

全国で実施することとなった規制改革

上記 2 . (2) に基づき、地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて検討した結果、全国において規制改革を実施することとされたものについては、本部で決定するとともに、本部決定後、規制改革の趣旨を損なわないよう、進捗状況について規制改革会議が適切に監視していくものとする。

その他提案を実現するための措置

上記 2 . (2) に基づき、地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて検討した結果、その他提案を実現するための措置を講ずることとされたものについては、本部で決定するとともに、本部決定後、提案の趣旨を損なわないよう留意し、規制所管省庁が本部において定める時期までに措置するものとする。

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記 2 . (3)) ア) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び規制所管省庁が自ら全国展開するとしたものについては、別表 1 から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表 2 として決定し、速やかに必要な法令の改正等を行うものとする。なお、規制所管省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣官房は必要に応じて規制所管省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

規制所管省庁は、別表 2 に移行した規制の特例措置を定める法令の改正等案を作成するに当たっては、別表 2 に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、規制所管省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、規制所管省庁は、別表 2 に定める事項及びこれに即して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

拡充、是正又は廃止等を行うこととなった規制の特例措置

本部において 2 . (3) (ウ)、エ)又はオ)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び規制所管省庁が自ら拡充するものについては、別表 1 を改定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、規制所管省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣官房は必要に応じて規制所管省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣官房は必要に応じて規制所管省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

規制所管省庁は、改定された別表 1 に掲げられた規制の特例措置を定める法令の改正案を作成するに当たっては、別表 1 に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

なお、規制所管省庁は、別表 1 に定める事項及びこれに即して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び規制所管省庁が自ら関連する規制等の改革を実施する場合は、特区において講ずるものについては上記(1)と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記(1)と同様の取扱いを、その他のものについ

ては上記(1)と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、規制所管省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣官房は必要に応じて規制所管省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

別紙 2

【以下の内容を実現するために必要な人事院規則の整備を要請する。】

番号	201
特定事業の名称	研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業
措置区分	規則
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国家公務員法第101条 人事院規則14-17
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14-17に基づき技術移転兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内に存する特定試験研究機関等（人事院規則14-17に基づく特定試験研究機関等をいう。）の研究職員が技術移転兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該研究職員が技術移転兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ技術移転事業者の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。
実施主体	特定試験研究機関等
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。

【以下の内容を実現するために必要な人事院規則の整備を要請する。】

番号	202
特定事業の名称	研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業
措置区分	規則
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国家公務員法第101条 人事院規則14-18
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14-18に基づき研究成果活用兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内に存する試験研究機関等（人事院規則14-18に基づく試験研究機関等をいう。）の研究職員が研究成果活用兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該研究職員が研究成果活用兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。
実施主体	試験研究機関等
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。

番号	510
特定事業の名称	特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>刑事施設においては、被収容者の収容及び処遇に関する事務をつかさどるところ、その内容としては、収容の目的を達成するために被収容者に対し処分等を行う権力的な事務から給食、洗濯、清掃などの非権力的な事務まで幅広い事務を行っている。これらの事務については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律では、刑事施設の長又は刑務官により処理することが前提とされており、その処理の権限を刑事施設の長又は刑務官以外の者に委任することは認められていない。</p>
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に刑事施設（当該構造改革特別区域内にある関係機関及び関係団体との緊密な連携が確保されていることその他の事情を勘案し、その施設の運営に民間事業者の能力を活用することとしても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれなく、かつ、これを促進することにより将来にわたるその安定的な運営に資するものとして法務大臣が定める要件（※1）に該当する刑事施設をいう。）が所在し、かつ、当該構造改革特別区域内における雇用機会の増大その他地域経済の活性化を図るため、当該刑事施設において当該構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有する民間事業者の能力を活用した運営が促進されることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該刑事施設の長は、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長（以下「管轄矯正管区長」という。）の登録を受けた法人（当該構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に、当該刑事施設並びにこれに付設された労役場及び監置場における同法その他の法律の規定による被収容者の収容及び処遇に関する事務のうち、以下に掲げるものの全部又は一部を委託して行うことができる。</p> <p>（1） 収容の開始に際して行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診断、写真の撮影並びに指紋の採取の実施</p> <p>（2） 受刑者の分類のための調査の実施</p> <p>（3） 被収容者の行動の監視及び施設の警備（被収容者の行動の制止その他の被収容者に対する有形力の行使を伴うものを除く。）</p> <p>（4） 被収容者の着衣、所持品及び監房の検査並びに健康診断の実施（（1）に掲げるものを除く。）</p> <p>（5） 被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業訓練の実施</p> <p>（6） 被収容者による文書及び図画の閲読の許否の処分をするために必要な検査の補助</p> <p>（7） 被収容者に係る信書の発受の許否の処分をするために必要な検査の補助（信書の内容に触れる者には当該信書の発受に係る個人を識別することができないようにすることその他の個人情報の適正な取扱いを確保するための方法として法務大臣が定める方法（※2）によるものに限る。）</p> <p>（8） 被収容者の携帯する物の領置及び被収容者に対する差し入れの許否の処分をするために必要な検査の実施</p> <p>（9） 被収容者の領置物（金銭を除く。）の保管</p> <p>（10） その他（1）から（9）の事務に準ずるものとして政令で定める事務</p> <p>2. 上記1. の登録は、法務省令（※4）で定めるところにより、委託を受けて上記1.（1）から（10）に掲げる事務を行おうとする法人の申請により、その事務の範囲を限って行う。</p> <p>3. 管轄矯正管区長は、上記2. による申請をした法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。</p> <p>（1） 当該申請に係る事務を適正かつ確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有する者であること。</p> <p>（2） 下記6. により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。</p> <p>（3） 役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。下記5. において同じ。）のうちに以下のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は下記8. に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>4. 刑事施設の長は、上記1. による委託をしたときは、その委託を受けた法人（以下「受託者」という。）に対し、当該委託に係る事務（当該事務の適正な実施を確保するために受託者が行うべき監査の事務を含む。以下「委託事務」という。）の実施の基準その他必要な事項を示すものとする。</p>

5. 刑事施設の長は、受託者又は委託事務従事者（受託者の役員又は職員その他の委託事務に従事する者をいう。以下同じ。）が、下記7. 若しくは下記8. に違反し、上記4. により刑事施設の長が示した事項に違反し、又は委託事務に関し他の法令の規定に違反した場合において、委託事務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、受託者に対し、当該委託事務従事者を委託事務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

6. 管轄矯正管区長は、上記1. の登録を受けた法人が以下のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正な手段により上記1. の登録を受けたとき。

(2) 上記3. の(1)又は(3)のいずれかに該当しないこととなったとき。

(3) 法第11条の規定若しくはこれに基づく命令又は上記5. による指示に違反したとき。

7. 受託者は、上記3. の(3)アからウまでのいずれかに該当する者を委託事務に従事させてはならない。

8. 委託事務従事者又は委託事務従事者であった者は、その委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（違反した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。）。

9. 委託事務従事者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(※1) 告示において、(1) 都道府県警察、消防機関、保健所等の関係機関、及び自治会、業界団体等の関係団体からの理解と協力が得られ、緊密な連携が確保されていること、(2) 犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する施設でないことを要件として定める。

(※2) 告示において、(1) 信書の検査は、外形の検査及び内容の検査に分けて実施すること、(2) 外形の検査は、(イ) 受信書にあっては、受取人が収容されているかどうか、(ロ) 受刑者の信書にあっては、信書を発受することを禁止された者であるかどうか、(ハ) 受刑者が発する信書にあっては、制限された通数を上回っているかどうか、(ニ) 信書以外の物若しくは書類、第三者あての信書若しくは第三者からの信書又は危険物若しくは禁制品が混入しているかどうかについて実施すること、(3) 内容の検査は、(イ) 暗号の使用その他の理由によって、理解できない内容であるかどうか、(ロ) 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがある記述があるかどうか、(ハ) 発受によって、施設の規律及び秩序の維持を害する結果を生ずるおそれがある記述があるかどうか、(ニ) その他(イ)から(ハ)に掲げる事項に準ずる記述があるかどうかについて実施すること、(4) 外形の検査と内容の検査は、同一の者が行うことはできないこと、(5) 委託事務従事者は、検査の結果、信書の全部又は一部が(2)又は(3)のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、直ちに当該信書を刑務官に提出することを方法として定める。

(※3) 政令において、(1) 収容の開始に際して行う被収容者の指静脈の情報（個人の識別のために用いられる電子計算機の用に供するための指静脈の画像情報をいう。）の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による採取の実施、(2) 受刑者の改善指導又は教科指導に関する講習、講話その他これらに類する事務の実施を事務として定める。

(※4) 法務省令において、登録を受けようとする法人は、管轄矯正施設の長に(1) 法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、(2) 事務を行おうとする事務所又は事業所の名称及び所在地、(3) 事務を開始しようとする年月日、(4) 事務の範囲を記載した申請書を提出し、当該申請書には、(1) 事務を行うに足る技術的能力を説明する書類、(2) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、(3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書、(4) 役員の住民票の写し（本籍の記載のあるものに限る。）及び当該役員が上記3. の(3)アからウのいずれにも該当しないことを誓約した書面を添付することを定める。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成21年度中に全国展開される予定となっています（「構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案」を第171回国会に提出済み）。

番号	511・929
特定事業の名称	特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、医療法
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律には、国が刑事施設内に開設した病院等の管理を他の医療機関に委託しようとする場合において、管理を受託した医療機関に対する国の監督規定が設けられていないことから、病院等の管理を委託することができない。 また、刑事施設内の設備等を被収容者以外の者に利用させることは想定されておらず、他の医療機関に地域住民への医療を提供するため診療設備等を利用させることができない。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に刑事施設（その施設内に国が開設した病院又は診療所（以下「施設内病院等」という。）の管理を公的医療機関開設者等（当該地方公共団体又は医療法第31条に規定する者その他政令で定める者（※）であつて当該地方公共団体が指定するものをいう。以下同じ。）に行わせることが当該刑事施設並びにこれに付設された労役場及び監置場における被収容者に対する適正な医療の確保に資するものと認めて法務大臣が指定したものをいう。）が所在し、かつ、当該構造改革特別区域内における医療の充実を図るため、当該刑事施設の建物の一部、設備、器械及び器具（以下「診療設備等」という。）が被収容者以外の者に対する医療の提供のために利用されることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国は、公的医療機関開設者等に委託して当該施設内病院等の管理を行わせるとともに、被収容者の診療に支障のない範囲内で、当該公的医療機関開設者等に当該刑事施設の診療設備等を被収容者以外の者の診療のために利用させることができる。 2. 法務大臣は、上記1. の委託に係る施設内病院等の管理の適正を期するため、公的医療機関開設者等に対して、当該委託に係る事務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 3. 上記1. に係る施設内病院等の管理の事務に従事する医師その他の従業者又はこれらであった者が、当該事務の遂行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 （※）政令において、（1）医療法第7条の2第1項第2号から第8号までに掲げる者及び同条第6項に規定する独立行政法人、（2）国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人、（3）社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、（4）民法第34条の規定により設立された法人とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成21年度中に全国展開される予定となっています（「構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案」を第171回国会に提出済み）。

番号	824
特定事業の名称	高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第93条第2項、第113条第3項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	第93条第2項 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。 第113条第3項 第81条、第89条、第92条、第93条、第96条から第100条まで、第101条第2項、第102条、第103条第1項及び第104条第2項の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。
特例措置の内容	校長が、外国の高等学校における履修を国内の高等学校等における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定できるとしている制度について、地方公共団体が、教育上特に配慮が必要な事情があるとして認定可能単位数の上限拡大について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、36単位までの単位認定を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成21年度中に全国展開される予定となっています。

番号	830
特定事業の名称	市町村教育委員会による特別免許状授与事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	教育職員免許法第5条第7項、第9条第2項、第10条第2項、第20条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<ul style="list-style-type: none"> ・免許状の授与権者は都道府県教育委員会とされている。 ・特別免許状は授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。 ・免許状の免許管理者は都道府県教育委員会とされている。 ・免許状に関して必要な事項は、教育職員免許法等のほか、都道府県教育委員会規則で定める。
特例措置の内容	<p>1. 市町村の教育委員会が、構造改革特別区域法第12条第1項に規定する特別の事情、同法第13条第1項に規定する特別の需要その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、以下の(1)から(3)に掲げる者に特別免許状を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育職員免許法第5条第7項、第9条第2項、第10条第2項、第20条及び別表第3は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 構造改革特別区域法第12条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第4条第1項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者</p> <p>(2) 同法第13条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第4条第1項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者</p> <p>(3) その他その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与又は報酬等を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者</p> <p>第5条第7項 免許状は、都道府県の教育委員会（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第19条第1項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）にあつては、当該市町村の教育委員会。以下「授与権者」という。）が授与する。</p> <p>第9条第2項 特別免許状（特例特別免許状を除く。）は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する。</p> <p>第10条第2項 前項の規定により免許状が失効した者は、すみやかに、その免許状を免許管理者（当該免許状（特例特別免許状を除く。）を有する者が教育職員である場合にあつてはその者の勤務する学校の所在する都道府県の教育委員会、当該者が教育職員以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）に返納しなければならない。</p> <p>第20条 免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）で定める。</p> <p>別表第3の規定中「特別免許状」から特例特別免許状を除く。</p> <p>2. 本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第5条第7項の規定により市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。</p> <p>3. 構造改革特別区域法第9条第1項の規定により本事業の認定が取り消された場合であっても、本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第5条第7項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者及び免許管理者は、当該市町村の教育委員会とする。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	911-2
特定事業の名称	ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第41条第2項 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第40条、第75条 ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について（平成20年3月27日付け基発第0327003号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	ボイラー及び第一種圧力容器（以下「ボイラー等」という。）の連続運転については、安全管理、運転管理、保安全管理等の認定要件を満たさなければならない。
特例措置の内容	一の事業場のみではボイラー等の連続運転の認定要件のうち安全管理、運転管理及び保安全管理（以下「安全管理等」という。）に係る部分を満たさない場合に、地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた以下の（1）及び（2）の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき厚生労働大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、事業場が当該内容に基づく措置を講ずることをもって、認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たすものとする。 （1）一の事業場のみでは認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たさない場合における、コンビナートを構成する他の事業場と共同での安全管理等の実施体制及び手順 （2）（1）の場合において緊急時に適切な運転停止等の措置が実施されるような安全確保対策
同意の要件	上記「特例措置の内容」に記載されている地方公共団体からの提出事項（1）及び（2）の内容について、専門家からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	934
特定事業の名称	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<p>(1) 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）第63条、第64条、第66条、第67条</p> <p>(2) 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）第4章第5節 基準該当生活介護に関する基準</p> <p>(3) 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第5章第5節 基準該当児童デイサービスに関する基準</p> <p>(4) 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第6章 短期入所に関する基準</p> <p>(5) 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第9章第5節 基準該当自立訓練（機能訓練）に関する基準</p> <p>(6) 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第10章第5節 基準該当自立訓練（生活訓練）に関する基準</p>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>(1) (ア) 第63条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業員の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の小規模多機能型居宅介護従業者に夜間及び深夜の勤務を、1以上の小規模多機能型居宅介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。</p> <p>4 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。(略)</p> <p>(イ) 第64条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。(略)</p> <p>(ウ) 第66条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を25人以下とする。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を定めるものとする。</p> <p>一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人まで</p> <p>二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の三分の一から九人まで</p> <p>(エ) 第67条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>二 宿泊室</p> <p>イ 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。</p> <p>ロ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。</p> <p>ハ イ及びロを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>ニ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めて差し支えないものとする。(略)</p> <p>(「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」)</p>

(2) 第94条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）

(3) (ア) 第108条 児童デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当児童デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 指導員又は保育士の総数は、基準該当児童デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

イ 障害児の数が十までは、二以上

ロ 障害児の数が十を超えるときは、二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 サービス管理責任者 基準該当児童デイサービス事業所ごとに、一以上

2 (略)

(イ) 第109条 基準該当児童デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所には必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する基準該当デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）

(4) (ア) 第115条 法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限る。）が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。

2 法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限る。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うもの（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。

- 3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数とする。
- 一 指定生活介護事業所、指定児童デイサービス事業所、第138条第1項に規定する指定共同生活介護事業所、第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等（入所によるものを除く。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 イ又はロに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
- イ 指定生活介護、指定児童デイサービス、第137条に規定する指定共同生活介護、第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第185条に規定する指定就労継続支援A型、第198条に規定する指定就労継続支援B型、第207条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定施設支援（入所によるものを除く。）のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
- ロ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、イに掲げる時間以外の時間 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数
- (1) 当該日の利用者の数が6以下 1以上
- (2) 当該日の利用者の数が7以上 1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 二 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合
- 前号の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号の(1)又は(2)に掲げる数
- (イ) 第117条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。
- 2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第5条第8項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。
- 3 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することのできるものとする。
- （「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）
- 4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。
- 5 前項に規定する設備の基準は次のとおりとする。
- 一 居室
- イ 一の居室の定員は、4人以下とすること。
- ロ 地階に設けてはならないこと。
- ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き8平方メートル以上とすること。
- ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- ホ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- 二 食堂
- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- ロ 必要な備品を備えること。
- 三 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- 四 洗面所
- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものであること。
- 五 便所
- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものであること。

	<p>(5) 第163条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。</p> <p>二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>四 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）</p> <p>(6) 第172条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。</p> <p>二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>四 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）</p>
特例措置の内容	居間及び食堂並びに宿泊室の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、また、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害児（者）関係施設から技術的支援を受けることが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護を障害児（者）が利用できるようにする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1105
特定事業の名称	一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第48条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	電気事業法第38条に規定される一般用電気工作物の定義が定められているが、ガスタービンを原動力とする火力発電設備（ガスタービン発電設備）はその対象となっていない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が構造改革特別区域計画に次の1.の事項を定め、内閣総理大臣の認定を受けたときは、次の2.に定める条件を満たす小規模ガスタービン発電設備（ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。）を、一般用電気工作物に位置付ける。</p> <p>1. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>（1）「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第1条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に依りて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験」に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者により、工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされること。</p> <p>（2）保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第50条第4項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に示される事項に相当する事項が定められること。</p> <p>2. 条件</p> <p>（1）電気事業法施行規則第48条第3項で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であって、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第48条第2項に定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないこと。</p> <p>（2）出力30キロワット未満であること。</p> <p>（3）最高使用圧力が1,000キロパスカル未満であること。</p> <p>（4）最高使用温度が1,400度未満であること。</p> <p>（5）発電機と一体のものとして一の筐体に納められていること。</p> <p>（6）ガスタービンの損壊事故が発生した場合においても、破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有すること。</p> <p>（7）同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）に設置する発電設備と電気的に接続されていないこと。</p> <p>（8）公衆が容易に触れないための措置がなされていること。</p>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画により、上記「特例措置の内容」に記載されている1.の事項の内容が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1131 (1143、1145)
特定事業の名称	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令(平成19年経済産業省令第79号)附則第3条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	初級システムアドミニストレータ試験の午前試験科目には、情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令附則第3条の定めるところにより、情報処理システムに関する基礎知識及び情報処理システムの活用に関する共通的知识(以下「免除対象科目」という。)が課せられている。
特例措置の内容	地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体から特定事業の内容として次の1. から4. に掲げる事項が提出され、当該事項につき経済産業大臣が現行規定による初級システムアドミニストレータ試験合格者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該事項に基づく措置を講ずることをもって、当該地区内に開設される講座(e-ラーニング方式によるものを含む。以下「認定講座」という。)を修了した者が当該講座を修了した日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、免除対象科目を免除する。 1. 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 2. 修了認定の基準 3. 修了認定に係る試験の実施方法 4. 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及びその試験項目
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項1. から4. の内容について、現行の規定による初級システムアドミニストレータ試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると認められること。
特例措置に伴い必要となる手続き	認定講座を開設した者(以下「開設者」という。)は、修了認定に係る試験を実施するに当たって、次の1. 又は2. の手続を行わなければならない。 また、開設者は認定講座の修了を認めた者の、氏名、生年月日、修了認定に係る試験の結果を経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。))が情報処理技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行う場合にあっては、機構)に通知しなければならない。 1. 修了認定に係る試験に使用する問題について、経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)の審査を受け、告示で定める手数料を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)に納めること。 2. 修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)から提供を受ける場合にあっては、告示で定める手数料を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)に納めること。

※ この特例措置は、情報処理技術者試験制度の改定により、平成21年4月30日をもって廃止される予定となっています。

別紙 3

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

別表1 の番号		特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
510	特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業	刑事施設における施設の警備や受刑者の処遇の一部を、一定の要件を満たす民間事業者に委託することを可能とする。	刑事施設における収容及び処遇に関する事務については、全国の刑事施設で官民競争入札又は民間競争入札による民間事業者への委託を可能とする。	全部	刑事施設における収容及び処遇に関する事務については、全国の刑事施設で官民競争入札又は民間競争入札による民間事業者への委託を可能とする。	「構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案」を第171回国会に提出済	法案が成立した場合には、公布の日から施行予定	法務省
511・929	特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業	刑事施設の病院等の管理を公的医療機関に委託することを可能とする。なお、その際に地域住民に医療を提供することを可能とする。	刑事施設における病院等の管理委託について、平成19年12月の労働者派遣法施行令等の改正に伴い、一定の要件の下にへき地以外への医師の労働者派遣が可能となつたことを踏まえ、医師の労働者派遣の仕組みを柔軟に活用することなどにより全国展開を行う。	全部	刑事施設における病院等の管理委託について、平成19年12月の労働者派遣法施行令等の改正に伴い、一定の要件の下にへき地以外への医師の労働者派遣が可能となつたことを踏まえ、医師の労働者派遣の仕組みを柔軟に活用することなどにより全国展開を行う。	「構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案」を第171回国会に提出済	法案が成立した場合には、公布の日から施行予定	法務省
824	高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業	校長が、外国の高等学校における履修を国内の高等学校等における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定できるとしている制度について、地方公共団体が、教育上特に配慮が必要な事情があるとして認定可能単位数の上限拡大について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、36単位までの単位認定を可能とする。	校長が、外国の高等学校における履修を国内の高等学校等における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定できるとしている制度について、地方公共団体が、教育上特に配慮が必要な事情があるとして認定可能単位数の上限拡大について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、36単位までの単位認定を可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）を改正することで対応予定	平成21年度中に措置	文部科学省
1009	自然エネルギー発電事業	民間事業者が一般電気事業者への売電を目的として行う自然エネルギー発電について、国有林野の機能・目的を妨げない限度において、5ヘクタールを超えて有償により貸付け又は使用させることができるようにする	民間事業者が一般電気事業者への売電を目的として行う自然エネルギー発電について、国有林野の機能・目的を妨げない限度において、5ヘクタールを超えて有償により貸付け又は使用させることができるようにする	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取り扱いについて（平成13年9月7日付け13林国業第65号林野庁長官通達）を改正	平成21年4月1日（措置済）	農林水産省

注) 「市町村」には、特別区を含む。

別紙 4

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
826	高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業	地方公共団体が、教育上特に配慮が必要な事情がある場合、高等学校等の全日制課程に在籍する不登校状態にある生徒に対して、卒業に必要な単位数のうち20単位の上限として、通信制課程における教育を課程の特例を適用して、多様なメディアを活用して行う学習を取り入れることができる。	全部	教職員の適正な配置等の教育環境の整備等について適切に配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、認定を行うことができ、全国展開を36単位の上限を併せて、定時制課程においても、通信の方法を用いた教育による単位の修得の認定を行うこととを可能とする。	「高等学校の全日制課程及び定時制課程における不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定について」(20文科初第8077号)	平成21年3月31日実施 (措置済)	文部科学省

注)「市町村」には、特別区を含む。

別紙 5

地域再生基本方針

地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第4条第1項に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針として、本地域再生基本方針を定める。

本基本方針に基づく施策の推進に当たっては、地方再生の観点から、平成19年11月30日の地域活性化統合本部会合において了承された「地方再生戦略」の「第1 地方再生の基本的考え方」における「地方再生5原則」、すなわち、

①「補完性」の原則

地域の実情に最も精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地方公共団体との連携の下で立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国が集中的に支援する。

②「自立」の原則

地域の資源や知恵をいかして、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。

③「共生」の原則

地方と都市とがヒト・モノ・カネの交流・連携を通じて、ともに支え合い、共生を目指す取組を優先的に支援する。

④「総合性」の原則

国の支援は、各省庁の縦割りを排し、地域の創意に基づく計画を総合的に支援する。

⑤「透明性」の原則

支援の対象とする計画の策定、支援の継続及び計画終了時の評価については、第三者の目を入れて客観的な基準に基づき実施する。

を踏まえ、施策に取り組むものとする。

その際、「地方再生戦略」に基づき、ブロック別担当参事官が、地域再生のみならず、都市再生、構造改革特区、中心市街地活性化に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各省庁における地方再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。

1 地域再生の意義及び目標

1) 地域再生の意義

近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備し、知恵と工夫を競うアイデア合戦（「地域戦略メガコンペ」）がより多くの地域で活発に展開されることが重要である。

国は、このような観点から、①地域の知恵と工夫の競争のサポート・促進、②補助金改革等による自主裁量性の尊重、縦割り行政の是正、成果主義的な政策への転換、③民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行うとともに、構造改革特区、都市再生などの関係分野との連携を深めつつ、地域再生計画に基づく地域の総合的な取組を支援する。

このような地域の自主的・自立的な取組とそれを尊重した国の支援とがあいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現することが、地域再生の意義である。

2) 地域再生の目標

地域再生の推進により実現すべき目標は、次の2つである。

- ① 個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること。
- ② 地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること。

2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

地域の活力なくして国の活力はない。地域のやる気、知恵・工夫を引き出すには、国が考えた施策を押し付けるのではなく、地域が自ら考え、実行することができる体制づくりが必要である。

このような取組を効果的に進めるため、従来、地域再生の取組では、構造改

革特区等と連携し、地域の声を踏まえて、規制の特例の導入、省庁横断的な交付金の創設などの支援策の充実を図り、政府一体となった施策体系を構築し、地域が自主的・自立的に考える計画を支援してきたところである。

さらに、地域活性化統合本部会合の下、地方再生戦略を一元的に実行する体制をつくり、構造改革特別区域計画、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画の認定を一体的に取り組むなど、取組相互の有機的な連携を推進している。

1) 知恵と工夫の競争のサポート・促進

① 地域再生のためのひとづくり・人材ネットワークづくりの促進

地域の自主的・自立的な取組により地域再生を進めるため、その担い手となる様々な主体の意識・能力の向上を図るとともに、主体相互の有機的な連携を促進する。

地域の担い手として、福祉、まちづくりなどの特定の目的で組織されたNPO等や、講、自治会といった古くから地域に存在する地縁的な組織を再活用するなど、地域固有の「ソーシャル・キャピタル」を活性化するとともに、これらの主体を含め、地域の企業、教育機関、公共団体などが、地域の重要な政策テーマに応じて連携し、各々の役割を明確にしつつ、特定の期間内に特定の目標を達成していく取組を適切に支援できるよう検討する。

なお、支援に当たっては、対象となる主体の活動が地域に適切な経済的社会的な効果を及ぼすこと、経済的に自立可能な活動を志向していることなどを見極め、成果主義の観点を重視して、支援の非効率化、長期化を招かないように留意する。

② 「地域の知の拠点再生プログラム」の推進

我が国の活力の源泉である地域を再生させる上では、地域の人材・知識が集積する知の拠点である大学等と連携した地域づくりを進めていくことが重要である。地域の知の拠点の活性化・活用による地域再生を推進することは、地域間の知恵と工夫の競争と、国の支援とがあいまって、地域の大学等を核とした知識・人材の創出と地域活力の好循環を形成するものである。地域が抱える課題としては、例えば、地域産業活性化、地域医療・福祉、地方情報化、環境・エネルギー、防災、ひとづくりといったように多岐にわたっているが、地域の大学等はそれぞれの地域で抱えている課題解決のために、地域ニーズに即した研究・教育を行い、大学等における実践的な研究・教育成果を地域に還元するとともに、地域に根ざした人材を

養成することが重要である。

このため、地域の大学等が有する個性・特色をいかした取組が行われることが望まれ、こうした取組を地域の大学等が積極的に行うことは当該大学等の競争力を強化するものになると考えられる。また、大学等間の広域的連携を活用した取組について積極的に展開されることが望まれる。

このように、地域の大学等は地域に開かれた存在として地域全体の発展に一層寄与すべきであるとの考えの下、地域の知の拠点として地域に貢献している大学等の取組に対して省庁が連携して支援することにより、地域に力強い人材を定着させ、持続可能な地域再生を推進する。また、本プログラムを実施することにより、平成17年12月6日の都市再生本部で決定された都市再生プロジェクト（大学と地域の連携協働による都市再生の推進）を推進する。

③ 「地域の雇用再生プログラム」の推進

地域の経済状況のばらつきが固定化することを防ぐためには、仕事と生活の調和の実現や、ひとづくり・雇用創出を通じて、地域の創造力を十分に発揮できるようにすることが重要である。特に、雇用情勢の依然として厳しい地域があることを踏まえ、地域のひとづくり・雇用創出に向けた取組を、省庁連携により、重点的・集中的に支援していくことが必要である。地方再生戦略においても、都道府県・市町村や事業主団体など地域の関係者が一体となって取り組むこととされたところであり、このような観点から、地域の雇用創造の推進、ものづくり人材の育成、農林漁業への就業支援、観光に関する人材の育成、地域に貢献する事業への支援による新たな雇用の創造を目的とした施策を推進する。

④ 「地域のつながり再生プログラム」の推進

地域再生を支える力は、「ひと」であり、「ひと」と「ひと」のつながりである。

祭りや子育てなどを支えてきた町内会や結・講・座などを再生・再活用するとともに、民間企業、NPO、社会起業家などが新たなひととひとの架け橋をつくっていく地域こそが持続的に発展する。大学、地域金融機関や行政機関などとも連携し、地域にこだわる多様な人々が参加・協働するネットワークを構築するとともに、仕事と生活の調和を実現することなどが、地域にとっての何よりの財産となる地域力（「ソーシャル・キャピタル」）を生み出すものである。

このような観点から、地域再生に資する事業を行おうとする者等が、地

方公共団体に対して地域再生計画を作成すること及び地域再生協議会を組織するよう要請することができるようにしたところであり、併せて、地域づくり・まちづくりにおける多様な主体の参加・協働の推進、地域の絆づくりによる教育力・文化力の再生、地域の自主的な防犯・防災対策の推進、団塊世代・U J I ターン者等の参加・協働による自然豊かな地域づくり、地域住民等の協働によるまち・みち・みなとづくりの推進、地域のコミュニティの再生を目的とした施策を推進する。

⑤ 「地域の再チャレンジ推進プログラム」の推進

国民一人一人がその能力や持ち味を十分発揮し、努力が報われる公正な社会を構築していくためには、多様な機会が与えられ、仮に失敗しても何度でも再チャレンジができ、「勝ち組、負け組」を固定させない社会、また、働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化した社会の仕組みが必要である。

このような認識の下、チャンスにあふれ、誰でも再チャレンジが可能な社会を目指すために必要な施策（再チャレンジ支援策）の実効性・効率性を高めるため、再チャレンジ支援総合プラン（平成18年12月25日「多様な機会のある社会」推進会議決定 平成20年1月17日改正）が取りまとめられ、関係府省に対しては、再チャレンジ支援を一体的かつ総合的に推進することが求められている。このような観点から、再チャレンジを支援する会社への支援、農山漁村における再チャレンジの推進、キャリア教育や若者の自立支援の充実を目的とした施策を推進する。

⑥ 「地域の交流・連携推進プログラム」の推進

団塊の世代の定年退職が始まる時期を迎え、若者世代におけるニート・フリーターの増加、子どもを取り巻く環境や家族の絆にかかわる問題などもあいまって、都市農村交流や二地域居住、仕事と生活の調和の実現など、地域間の交流や農山漁村への定住などに対するニーズが高まっている。また、外国人観光客の訪日促進の取組とも連動して、地域主導の国際競争力のある観光地づくりが地域の大きな関心となっている。

このように、地域間又は地域と海外との間で「人・モノ・カネ・文化・情報」の交流を進めることが重要であり、日本がアジアと世界の架け橋となっても成長していくことを目指す「アジア・ゲートウェイ構想」（平成19年5月16日アジア・ゲートウェイ戦略会議決定）などとも連携し、広域的地域の自立・活性化を促進することにより、地域間の連携を強めていくことが必要である。

以上の観点から、都市と農山漁村の共生・対流の促進、広域的な地域間

連携の促進、広域的な交流を支える交通基盤の整備、外国人観光客の訪日促進と魅力ある観光地・観光産業の創出、地域の活力を支える交通施策の推進を目的とした施策を推進する。

⑦ 「地域の産業活性化プログラム」の推進

地域経済の持続的な発展のためには、地域の雇用創出とあいまって、企業立地の促進、中小企業の再生、地域資源をいかした産業の創出・活性化、地域への対日投資促進、地域の大学等と連携したイノベーションの推進、地域密着型金融の推進等による地域の産業活性化の推進が不可欠である。

このため、「経済成長戦略大綱」（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議決定 平成20年6月27日改定）において、「農商工連携の促進、地域発イノベーションの加速、地域資源を活用した地域産業の発展、コミュニティビジネスの振興、地域の強みを活かした企業立地等の促進、公的サービスのコスト低減・質的向上などを総合的に推進するとともに、地域の声を踏まえつつ、地域が創造力を発揮して作成する地域再生計画について、省庁連携により一体的・重点的に支援する施策の充実を図る。」とされたことを踏まえ、地域への企業立地の促進、中小企業の再生と地域資源をいかした産業の活性化、森林整備の推進とバイオマス資源の活用を通じた産業の活性化、地域への対日投資促進、高度人材による産業の活性化、地域密着型金融の推進、地域イノベーションの推進を目的とした施策を推進する。

⑧ 「地域の地球温暖化対策推進プログラム」の推進

地球温暖化対策の推進に当たっては、全国規模での取組に加え、暮らし、産業活動、交通等の地域事情が異なることを踏まえ、各地域が自然的・社会的条件に応じて、創意工夫を凝らしたその地域ならではの取組を充実又は加速させることや、象徴的な温暖化対策の確立を図ることが重要である。

このため、各地域における創意工夫を凝らした地域独自の地球温暖化対策の推進を支援するため、「京都議定書目標達成計画」（平成20年3月28日全部改定）の見直し過程で取りまとめられた「京都議定書目標達成計画の見直しに向けた基本方針」（平成19年10月2日地球温暖化対策推進本部決定）に基づき、地域の取組の強化を図るべく、省庁連携の下、地域の地球温暖化対策の推進に資する国の支援施策をメニュー化・プログラム化したところである。

このように、地球温暖化対策の推進において地域における取組が重要であるとの考えの下、地域における地球温暖化対策の推進と地域再生の両立が可能となるよう、持続可能な地域の形成に向けた取組を支援する施策を

推進する。

⑨ 権限移譲や社会実験など地域における先進的な取組の推進

地域の自主的・自立的な取組を迅速に進めるため、それぞれの地域において、特性等をいかした先進的な取組が自らの権限に基づき行われるよう、支援することが必要である。

このため、地方公共団体による地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく事務処理特例制度の積極的な活用のみならず、各種分野の権限移譲を推進し、また、地域の発案に基づく先進的な事業について、社会実験を積極的に展開する。

2) 補助金改革等による自主裁量性の尊重、縦割り行政の是正、成果主義的な政策への転換

① 目的別・機能別の交付金及び省庁横断的な交付金の創設等

地域再生に資する政策テーマごとに、各々の目的、機能の範囲内であれば、手段の選択や交付額の充当を地域の裁量にゆだねる方向で、交付金化などの補助金改革を推進する。

また、類似の目的・機能を有する補助金が省庁ごとに並立している場合には、省庁の壁を越えた交付金化などの補助金改革を進める。この際、窓口を一元化すること、手続が煩雑にならないことなどに留意し、地域から見て、明快な仕組みを構築する。

② 交付金化に当たっての留意点

新たに創設する交付金は、地域が期間を限って目標を掲げ、その達成に責任を持って取り組むことを明示している場合には、国が掲げる目的・機能の範囲内で地域の自主裁量性を尊重するとともに、期間全体にわたって支援し得る仕組みとして構築する。

この際、地域が定める計画の範囲内において、施設等の間における予算の融通、年度間の事業量の変更が可能となる仕組みとする。

③ 補助対象財産の有効活用

補助金等の交付を受けて整備した施設（以下「補助対象財産」という。）を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢が変化し、著しく需要が低下するなどの事情により、新たな需要に対応する必要が生じ、当初の目的以外の目的に転用する場合について、補助金等に係る予算の執

行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）に基づく各省各庁の長による承認が迅速に行われるような仕組みを構築する。

個々の補助金について、承認の基準の明確化、一定の区域において特定の計画に基づき包括的に承認を行う制度の導入について、補助目的の達成及び補助対象財産の適正な使用という補助金等適正化法の趣旨を踏まえ、各所管省庁において検討する。この際、各所管省庁においては、「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」（平成20年4月10日補助金等適正化中央連絡会議決定）を踏まえ、補助対象財産の財産処分の承認基準をできるだけ具体的で分かりやすい形で定めるとともに、地方公共団体及び地方支分部局に対する周知・情報提供を図ることとする。

3) 民間のノウハウ、資金等の活用促進

医療、福祉、地域交通など、従来、公的主体が担っていた事業や、リサイクル、新エネルギーなどの環境負荷の低減、地場産業支援のための試験研究、商品開発、販路拡大などの促進といった政策的意義が高いものの、収益性の観点から民間事業者の積極的参入が期待できない事業、高齢者・障害者等を積極的に雇用する事業については、地域再生に資する経済的社会的効果の高いものとして、民間資金の活用を促進するための誘導措置を講ずる。これにより、地域全体にとって意義のある民間事業の円滑な推進を図るとともに、「官から民へ」の改革の流れを一層加速する。

4) 構造改革特区、都市再生、中心市街地活性化等との連携

1) から 3) までの地域再生の取組は、規制緩和の取組と適切に連携することにより相乗効果が期待される。このため、構造改革特区のような地域限定の規制の特例措置と地域再生における補助金改革の成果等を組み合わせることにより、地域の自主性、裁量性を拡大し、地域の活性化を加速する。

また、地域活性化統合本部会合の下、地方の元気再生事業や、都市再生のためのまちづくり分野の規制緩和、公共施設整備や先導的な地域の活動への支援、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の総合的かつ一体的な推進等とも積極的に連携し、地域再生の取組を充実させていく。

そのほか、経済財政諮問会議、規制改革推進本部、食料・農業・農村政策推進本部、観光立国関係閣僚会議、総合科学技術会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）等、各種関係機関等と緊密に連携を図り、

それぞれの機関の持つ様々なノウハウや手法等を活用する。

5) 地域再生計画に基づく総合的な施策の推進

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を効果的に支援するため、地域が一定の期間に特定の目標の達成を目指すことを明確に掲げ、そのために実施する政策をまとめた計画を一定の基準に照らして評価し、政府の支援施策を重点的に講ずる。

このため、法第5条第8項により内閣総理大臣が認定する地域再生計画に基づき、交付金等の地域再生独自の支援措置を講ずるとともに、各分野における関連施策との連携を図ることとする。

6) その他の措置

「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」（平成16年5月27日地域再生本部決定）を受けて具体化が図られた上記1)から5)までの施策のほか、同本部決定を踏まえ、テーマごとに連携すべき施策についての補助金改革など、引き続き、施策の具体化を検討する。

地域再生に資する施策について、民間事業者、地方公共団体等から毎年度6月を目途に提案募集を行うことを原則とし、具体的なスケジュールは別途、内閣官房が決定し、公表する。

なお、地域再生制度の説明や提案に向けた相談は、全国各地への専門家の派遣や地域ブロックごとに設けられた地方連絡室等と連携して行うものとする。

3 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

1) 地域再生計画の認定基準

地域再生計画の認定基準は、法第5条第8項各号によるが、具体的な判断基準は、次のとおりとする。

① 地域再生基本方針に適合するものであること。(第1号基準)

1の「地域再生の意義及び目標」に適合しており、かつ2)の「地域再生計画の認定手続」に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。

② 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。(第2号基準)

1の「地域再生の意義及び目標」に適合した目標が設定されており、目標を達成するために必要な事業が記載されていることをもって判断する。

③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。(第3号基準)

目標を達成するために行う事業について、

イ 事業の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと。

ロ 事業の実施スケジュールが明確であること。

をもって判断する。

2) 地域再生計画の作成の提案

地域再生に資する事業を行おうとする者等は、地方公共団体に対して、地域再生計画を作成することを提案することができる。この場合においては、地域再生基本方針に則して、当該提案に係る地域再生計画の素案を作成して、これを提示することとする。

また、当該提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域再生計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知することとする。

3) 地域再生計画の認定手続

① 地域再生計画の認定申請

地域再生計画の認定の申請の受付については、毎年度5月、9月及び1月を目途に実施することを原則とし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が決定し、公表する。

また、地域再生計画の認定申請と同時に、同一地方公共団体からの構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画を受け付けて、一体的に認定することができる。

地域再生計画の認定申請は、地方公共団体（港務局を含む。）が単独又は共同して行うことができる。

都道府県と市町村は、各々が主体となる事業について共同で地域再生計画を定めるほか、各々が別に定める場合も想定されるため、同一の区域を含んだ各々の地域再生計画を作成する場合には、必要な調整を自主的に行うことを前提とする。

また、地域再生計画を作成する際には、法律に基づく諸計画との調和が図られることが必要である。

なお、地方公共団体が地域再生計画を作成する際には、特定非営利活動法人を始めとするNPO、地域住民、関係団体、民間事業者等を通じて地

域のニーズを十分に把握し、反映するよう努めることが望ましい。

このような考えの下、4)に定める地域再生協議会が組織されているときは、当該地域再生計画に記載する事項について当該地域再生協議会において協議をしなければならないこととしている。

② 地域再生計画の記載事項

地域再生計画の記載事項は、法第5条第2項及び第3項並びに内閣府令で定めるとおりである。なお、同項第3号イ、ロ又はハの事業として記載できる事項は、それぞれ法第19条第2項の交付金の種類ごとに定める施設の範囲に限るものとする。

また、法第5条第2項第3号に掲げる事項には同条第3項各号に定める事項のほか、6)に定める支援措置を活用して行う事業を記載することができる。

このほか、下記の事項に従って地域再生計画を作成する必要がある。

イ 地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定しているものであること。

ロ 法令等を遵守しているものであること。

ハ 目標を達成するために行う事業が効率的なものであること。

なお、地方公共団体が、同一の区域において、地域再生基本方針に定める支援措置のほか、構造改革特別区域基本方針別表1に定める特例措置、中心市街地活性化を図るための基本的な方針に定める支援措置等の措置を活用する場合は、これらの措置を記載した計画を作成し、一括して認定を申請することができるものとする。

③ 関係行政機関の長の同意等

内閣総理大臣は、認定の申請があった地域再生計画に法第5条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合のほか、②に基づき6)に定める支援措置を活用して行う事業が記載されている場合においても、地域再生計画の認定（その変更を含む。以下同じ。）に際し、当該支援措置に係る関係行政機関の長の同意を得るものとする。

関係行政機関の長の同意は、期限を付して文書により求めるものとする。関係行政機関の長は、期限までに同意又は不同意の回答を行うものとする。

関係行政機関の長が不同意をする場合には、具体的な理由を付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は当該地域再生計画の認定の判断を行うに当たって、当該地域再生計画を作成した地方公共団体及び関係行政機関から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

関係行政機関の長は、同意する場合にあっては、当該地域再生計画の認定に当たって条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができるものとする。

④ 地域再生計画の認定

内閣総理大臣は、③の関係行政機関の長の同意を得て、法第5条第8項により、地域再生計画の認定を行う。認定基準を満たさない部分又は関係行政機関の長の同意が得られなかった部分があった場合において当該部分を除外した部分に限り、又は必要と認める場合において一定の条件を付して認定を行うことができることとする。

地域再生計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても関係行政機関の長の同意が得られず認定の対象から除外した部分があった場合においては、理由を付して当該地方公共団体に通知するものとする。

法第5条第9項により、内閣総理大臣は地域再生計画の認定を行うに際し必要と認めるときは、地域再生本部に対し、意見を求めることができることとなっている。必要と認める場合とは、地域再生計画の認定に際して、地域再生本部の総合的な調整を必要とする場合である。

具体的には、6)に定める支援措置を適用する場合が想定されるが、この場合において、③に基づき関係行政機関の長の同意を得ることにより必要な調整を行ったものとする。

6)に定める支援措置を活用して行う事業が記載されている地域再生計画の認定に際し、同意をした関係行政機関の長は、当該事業の実施の状況について、必要に応じ、報告を求めるものとする。また、当該地域再生計画について、法第10条に基づき、内閣総理大臣が認定の取消しを行う場合には、あらかじめ、当該関係行政機関の長にその旨を通知することとし、通知を受けた当該関係行政機関の長は、この認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べるができることとする。あわせて、この通知が行われる場合のほか、当該関係行政機関の長は、当該地域再生計画の認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べるができることとする。この場合、内閣総理大臣は、当該関係行政機関の長の認定の取消しに関する意見について、認定基準に適合しなくなった旨の明らかな理由が示されている場合には、当該地域再生計画に係る認定のうち当該関係行政機関の長が同意を行った部分について、法第10条に基づき取消しを行う。

4) 地域再生協議会の設置

法第12条により、地方公共団体は、作成しようとする地域再生計画並びに地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について、地域の関係者と協議するため、地域再生協議会を組織することができるものとする。

また、地域再生に資する事業を行おうとする者等は、地方公共団体に対して、地域再生協議会を組織するよう要請し、また、自己を当該地域再生協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

この場合において、地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、地域再生協議会を組織することの要請や地域再生協議会の構成員として加えることの申出に応じることとなる。

なお、地方公共団体は、地域再生協議会を組織したときは、当該地方公共団体の公報への掲載等により、組織した旨を公表することとされている。

5) 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置

① 地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例

法第13条により、認定地域再生計画に記載されている特定の事業を営む特定の株式会社が発行する株式を個人が払込みにより取得した場合に、課税の特例措置を適用する。

特定の事業は、

イ 従来公的主体が主に担っていた事業

ロ 収益性の観点から株式会社の積極的参入が期待できない事業であつて、地域再生を推進する上で株式会社の参入が望ましいと考えられるものとして内閣府令で定めるものとする。

特定の株式会社は、一定以上の常時雇用者を有すること、地方公共団体の一定程度の出資があることなどの内閣府令に定める要件に適合するものとする。

② 再チャレンジ支援寄附金税制

法第14条により、認定地域再生計画に記載されている事業を行う特定地域雇用会社に対し、法人が当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附をした場合に、認定地方公共団体が要件に該当することを確認したときは、当該法人に対する法人税の課税について損金算入の特例を適用する。

地域再生計画に記載すべき事業は、高年齢者、障害者等（以下「高年齢者等」）の就職困難者を雇用することを通じて地域における雇用機会の創出

等地域再生に資するものとして内閣府令で定めるものとする。

特定地域雇用会社は、内閣府令で定める常時雇用する高年齢者等の数その他の要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定する会社とする。

③ 地域再生のための交付金の活用

イ 法第19条第1項により、認定地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、次の種類の交付金を、次の施設の整備に充てられるものとして交付する。

- a. 道整備交付金 市町村道、広域農道又は林道（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）
- b. 汚水処理施設整備交付金 公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）
- c. 港整備交付金 地方港湾の港湾施設又は第一種漁港若しくは第二種漁港の漁港施設（両方の施設整備を行う場合に限る。）

ロ これらの交付金を充てて行う施設の整備に関する事項が記載された地域再生計画の認定に当たっては、個別の施設ごとに内容を審査するのではなく、計画全体が認定基準に適合するかどうかを判断することとする。交付金は、次のような手順で交付、実施する。

- a. 地方公共団体は、交付金を充てて行う事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請する。
- b. 内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を得て、当該地域再生計画を認定する。
- c. 地方公共団体は、認定地域再生計画に基づき、毎年度の予算の要望を内閣総理大臣に提出する。
- d. 内閣総理大臣は、要望を踏まえて、交付の事務を行う各大臣と協議の上、施設の種別別の配分を決定し、各施設の所管省庁に対し予算の移替えを行う。
- e. 交付申請の受付、交付決定等の執行実務については、各施設の所管省庁が実施するが、地方公共団体に対する統一的な窓口を設ける。
- f. 地方公共団体は、事業の進捗等に応じて、一定の範囲内で施設間の予算の融通、年度間の事業量の変更を行い、予算を弾力的に執行する。

ハ イ及びロを踏まえ、この交付金の制度に関する基本的な枠組みについては、内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省が共同して整理し、地方公共団体に提示する。

④ 地域再生支援利子補給金

- イ 法第20条第1項により、政府は、認定地域再生計画に記載された事業（地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業とする。）を実施するのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であって、内閣総理大臣が指定するもの（以下「指定金融機関」という。）と地域再生支援利子補給金（以下「利子補給金」という。）を支給する旨の契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、利子補給金を支給することとする。
- ロ 指定金融機関の指定は、地域再生協議会の構成員であり、かつ、内閣府令で定める要件に適合する金融機関を指定するものとする。
- ハ 利子補給金の支給期間は、認定地域再生計画に記載された事業に対して、指定金融機関が資金の貸付けを最初に行った日から起算して5年間とする。

⑤ 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、法第21条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととする。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認める。

なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付すことができるものとする。

「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）別表1に基づき、認定に際しての同意の判断が明記されている施設は次のとおりである。

- イ 公立学校の廃校施設及び余裕教室、史跡等購入費補助金により公有化した史跡等【文部科学省】
- ロ 勤労青少年ホーム、職業能力開発校、社会福祉施設【厚生労働省】
- ハ 下水道補助対象施設、公営住宅、特定優良賃貸住宅【国土交通省】

⑥ 認定を受けた地方公共団体による施策の改善提案

法第11条第1項により、認定を受けた地方公共団体は、認定地域再生計画の実施を通じて得られた知見に基づき、政府の地域再生に関する施策の改善について提案をすることができる。

この提案を受けて、地域再生本部は、検討を加え、遅滞なくその結果を当該地方公共団体に通知するとともに、インターネット等により公表する。

当分の間、この施策の改善提案については、2の6)の提案募集と同様の枠組みの中で行うものとする。

6) 地域再生計画と連動した支援措置

地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策（「5)地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置」を含む。）は別表のとおりである。これらの支援措置を活用して行う事業を記載されている地域再生計画については、3)③により、認定に際して、内閣総理大臣は関係行政機関の長の同意を得ることとする。これらの施策以外の施策を活用した事項・事業を地域再生計画に記載することは可能であるが、当該事項・事業の実施について認定の効果はないため、当該事項・事業に関して関係行政機関の長の同意は求めない。当該事項・事業の実施に当たっては、地方公共団体において別途関係行政機関との所要の調整を行う必要がある。

7) 地域再生計画の策定等のための人材派遣、情報提供

① 「地域再生伝道師」の活用

各都道府県において、市町村の地域再生計画の作成等についてのアドバイスを行うとともに、地域と国との情報の相互発信の拠点的役割を果たす「地域再生伝道師」を積極的に活用し、そのネットワーク化を推進する。【内閣官房】

② 「地方の元気を応援する人材ネットワーク」の活用

地域の人材を育成する専門家の派遣などについて、各地域からの直接アプローチの便宜にも資するよう、全国・各地域別、各専門分野別に専門家の人材リストを提供する。【内閣官房】

③ 地域雇用戦略チームの設置

都道府県労働局に地域雇用戦略チームを設置し、事業構想を策定し、又は事業構想に基づき事業を実施しようとする地域に対し、国や県の関係機関や専門家によるアドバイス、地域の関係者間の調整等の支援を行う。【厚生労働省】

④ 「地域活性化総合情報サイト」の活用

関係省庁の協力の下、地域活性化に資する国の施策や、各地域における先進的な取組事例等に関する情報について、ホームページを利用して使いやすい形で提供する。【内閣官房、内閣府】

8) 地域再生に資する施策の評価の実施

- ① 地域再生本部は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度、法第5章の特別の措置及び6)の支援措置(以下8)において「地域再生計画認定制度等」という。)について、1の「地域再生の意義及び目標」及び2の「地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」に照らして事後的な評価を行う。
- ② 内閣総理大臣は、必要に応じて調査を行いつつ、各省が行う政策評価を踏まえるとともに、第三者の意見を聴いて、評価案を作成する。地域再生本部は、評価案に関する議を経て、評価を確定する。
- ③ 意見を聴く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。
- ④ ②で確定した評価に基づいて、地域再生計画認定制度等の内容について必要な見直しを行う。
- ⑤ なお、評価のための資料作成に当たっては、地方公共団体に過度の負担とならないよう、簡素化を図る。

別紙 6

別表（地域再生計画と連動する施策）

（※）プログラム分類の欄について、「雇用再生」は地域の雇用再生プログラム、「つながり」は地域のつながり再生プログラム、「再チャレ」は地域の再チャレンジ推進プログラム、「交流連携」は地域の交流・連携推進プログラム、「産業活性」は地域の産業活性化プログラム、「知の拠点」は地域の知の拠点再生プログラム、「温暖対策」は地域の地球温暖化対策推進プログラム、「その他」は各プログラムに属さない横断的に地域再生に役立つ施策群。

施策名	施策概要	省庁名	プログラム分類（※）								
			雇用再生	つながり	再チャレ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	
地域再生基盤強化交付金	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。 また、支援措置の拡充として交付金の対象施設に第二種漁港の漁港施設を追加。	内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省									◎
地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給するもの。	内閣府	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
官民パートナーシップ確立のための支援事業	地域の担い手のネットワークの形成のために、NPOと地方公共団体との協働事業を対象とした支援を地域再生計画と連動して行い、その中の優良事例を「官民パートナーシップによる地域活性化モデル」として広く情報発信する。	内閣府		◎							
地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例	地域再生に役立つ事業を行う民間企業に対する投資について税制上の優遇措置を講じ、当該事業に対する民間資金を誘導することにより、「民間の力による地域再生」を促進する。 認定地域再生計画に基づいて特例措置を適用する。	内閣府	◎	◎							
地域における男女共同参画促進総合支援事業	地域における様々な課題解決のための実践的な活動に関する先進事例の収集・分析・提供や人材育成プログラムの開発、アドバイザー派遣等による総合的な支援を行う。なお、アドバイザー派遣の選定に当たって、地域再生計画の認定を受けているものについては、一定の配慮を行う。	内閣府		◎							
再チャレンジ支援寄附金税制	再チャレンジ可能な社会を実現するため、高年齢者・障害者等の再チャレンジを支援する会社への寄附金について税制上の措置を講じている。 認定地域再生計画に基づいて特例措置を適用する。	内閣官房 内閣府	◎	◎	◎						
地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業	「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）では、国が講ずるべき支援措置の1つとして「投資家教育プロジェクトとの連携」が盛り込まれているところである。この事業は、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を行う。	金融庁					◎				

雇用創造先導的創業等奨励金	地域雇用創造推進事業を実施する地域の市町村、経済団体等が設置した協議会の作成した事業計画に基づき、地域の経済及び産業の活性化等に先導的な役割を果たす事業を開始する事業主に、事業を開始するために要した費用の一部を助成する。	厚生労働省	◎								
地域若者サポートステーション事業	ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションについて、設置拠点を拡充する（77箇所→92箇所）とともに、教育機関等とのネットワーク機能を強化し、若者・保護者に対し能動的に働きかけ等を行う。	厚生労働省	◎	◎	◎						
「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進	(i) 高齢者が利用しやすく、地域に密着した介護サービスの拠点を整備する事業。（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金） (ii) 高齢者と子供との共生型サービス等、地域における包括的なサービスを推進する事業。（地域介護・福祉空間整備推進交付金） (iii) 高齢者保健福祉の増進の観点から実施する高齢者支援システムの構築や介護予防の推進など、各種の先駆的・試行的事業に対して支援を行う老人保健健康増進等事業の実施に当たっては、認定地域再生計画を踏まえ地方の大学と連携したものについては一定程度配慮する。	厚生労働省							◎		
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進するため、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援。特に関連施策との連携による効果的取組を重点的に推進。その中で、平成21年度は耕作放棄地の解消や新規需要米の利用拡大等への支援を拡充する。	農林水産省				◎	◎	◎			
地域バイオマス利活用交付金	地域で発生・排出されるバイオマス資源を可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定やバイオマスの変換施設等の整備等を支援。 また、バイオマス原料供給者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が連携して行うバイオ燃料製造の取組等に支援。	農林水産省						◎	◎	◎	
食農連携促進事業	農商工連携の取組を通じた地域経済の活性化を図るため、地域の幅広い食品産業、農林水産業等の連携を促進し、国産農林水産物を活用した新商品開発、販路拡大等の取組を支援する。	農林水産省						◎	◎		
強い農業づくり交付金	地域における強い農業づくりに向けて、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手に対する農地利用集積の促進、食品流通の合理化等、生産・経営から流通・消費までの取組を総合的に支援。	農林水産省	◎	◎	◎	◎	◎				
農村コミュニティ再生・活性化支援事業	農村コミュニティの再生・活性化に向けて、農村と地域企業との連携による農業分野だけにとどまらない新たな事業の創出など、農村の地場資源と地元人材等を活かした多様な主体による地域連携活動を進めるため、体制整備や普及啓発、調査検討、人材育成など、民間団体による地域づくりの取組を支援する。	農林水産省		◎	◎	◎					

広域連携共生・対流等推進交付金	都会の若者の長期農業等ボランティア活動や、団塊世代等を対象とした体験農園での農作業体験等を通じ、共生・対流を活性化するための広域連携プロジェクト等を支援する。地域再生計画の認定を受けた自治体が当該プロジェクトに参加する場合、公募・選定に当たり配慮する。	農林水産省					◎					
広域連携共生・対流等整備交付金	都道府県を越えた広域的な連携の先導的取組を実現するために必要な施設等の整備をする。地域再生計画の認定を受けた自治体が当該先導的取組に参加する場合、採択に当たり配慮する。	農林水産省					◎					
里山エリア再生交付金	里山エリアが抱える課題に対応しつつ、地域創造力を生かせるよう地域の裁量を大幅に拡大して、居住地周辺の森林、居住基盤の整備を総合的に実施し、個性的で魅力ある里山エリアの再生を支援する。地域再生計画の認定を受けたものについて優先的な採択などの支援を行う。	農林水産省					◎					
上下流連携いきいき流域プロジェクト事業	都道府県境を越える圏域の森林・林業関係者等が連携し、地域材の利用拡大などに取り組む活動への支援を行う。	農林水産省					◎				◎	
漁業担い手確保・育成対策事業	漁業への就業情報の提供、就業準備講習会や就業相談会の開催、就業に必要な実務研修の充実等により、漁業に就業するための各段階に応じた支援を講じる。また、異業種の持つノウハウや技術等を活用した漁業生産から加工・流通・販売までの分野にわたる新たなビジネスの事業化を支援する。	農林水産省	◎		◎		◎					
山村再生総合対策事業	優れた自然や文化、伝統等の山村特有の資源を活用した新たな産業の創出や、都市との交流、山村コミュニティの再生に向けた取組を支援するとともに、環境、教育、健康の3分野に着目したモデル的な取組を支援することにより、山村地域の雇用機会の増大や都市との共生・対流、定住の促進に資する。	農林水産省	◎	◎	◎	◎	◎				◎	
新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	農林水産業・食品産業の発展や地域の活性化などの農林水産政策の推進及び現場における課題の解決を図るため、実用化に向けた技術開発を提案公募方式により推進する。特に農商工連携の取組等を通じた地域活性化を支援する観点から、産学官連携研究の推進を強化。	農林水産省						◎	◎			
耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金	貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組（障害物除去・深耕・整地等、土壌改良、営農定着）やこれに付帯する用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支援する。	農林水産省										◎
地域企業立地促進等補助事業	地域の強みを活かした産業集積づくりを目指す地方公共団体の計画的取組に対し、企業誘致や人材育成等に対する予算措置を講ずる。地域再生計画の認定を受けたものについては、採択にあたって一定程度の配慮を行う。	経済産業省	◎					◎				

